# 茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン福祉部会の概要

日時	平成 31 年 2 月 14 日 (木) 14:00~15:50
場所	水戸市役所 4階 中会議室4
出席者	別紙参照
議題	茨城県央地域定住自立圏 成年後見支援事業の実施に係る担当部署会議
	(1)法人後見支援事業成年後見制度に係る実態調査集計結果報告について
	(2)市民後見人養成講座の報告と市民後見人のその後の活用について
	(3)平成31年度の事業計画について
	(4)成年後見制度利用促進法に関連して
内 容	(1)法人後見支援事業成年後見制度に係る実態調査集計結果報告について
(要 旨)	水戸市社会福祉協議会より法人後見支援事業成年後見制度に係る実態調査に
	ついて報告を行った。
	<アンケートの結果>
	・成年後見制度や法人後見について知らない法人が多かったため、情報提供や
	出前講座など,普及啓発に力を入れていく。
	・学習会や法人対象の講座等の開催、ホームページを利用したPRを行うなど
	工夫が必要である。
	(2)市民後見人養成講座の報告と市民後見人のその後の活用について
	・市民後見人の養成について
	→昨年8月から10月にかけて市民後見人養成講座を実施した。平成31年度
	はフォローアップ研修やニュースレターの発行を実施していく。
	・市民後見人活動支援について
	→市民後見人が選任された場合,権利擁護サポートセンターが後見監督人に
	選任されることも考えられる。活動状況を確認するため、活動記録表を作
	成したので活用していただきたい。
	(3)平成31年度の事業計画について
	①成年後見制度の普及啓発
	→パンフレット及びリーフレットを作成する予定。また、住人向け学習会や
	ニュースレターの発行を実施していく。
	②成年後見制度の利用支援
	→制度を利用する方の相談に応じる。また、学習会を実施していく。
	③市民後見人の養成及び活動支援
	→(2)の「市民後見活動支援について」で示したとおり。

#### ④成年後見制度法人後見支援

 $\rightarrow$ (1)の「アンケート結果」で示したとおり。

#### ⑤法人後見の受任

→首長申立てにより後見を開始する場合には成年後見を受任する。また,市 民後見人が選任される場合には,成年後見監督人を受任する。

以上①から⑤を実施していく予定。

### (4)成年後見制度利用促進法に関連して

定住自立圏における成年後見制度利用促進法の中核機関について話し合った。 <主な意見>

- ・中核機関をどこに、どういった形で設置するのか課題になっている。
- ・計画を策定していく中で課題が出てくると思うため、計画策定時に話し始め た方がよいのでは。
- ・社協の中に別団体として設置し、計画の策定や運営を行っていった方が、成 年後見制度が浸透していくと思う。
- ・中核機関がすべてを担うのではなく、相談の対応など各市町村ができる部分 は市町村で行うなど分担させてもいいのでは。

# まとめ (決定事項等)

#### (1)法人後見支援事業成年後見制度に係る実態調査集計結果報告について

・成年後見制度や法人後見について、制度が浸透していない。今後、情報提供 や学習会に行い周知を図っていく。

# (2) 市民後見人養成講座の報告と市民後見人のその後の活用について

- ・平成30年度に養成した市民後見人をフォローアップしていく。
- ・作成した活動記録表を活用すること。

# (3) 平成 31 年度の事業計画について

・5つの事業について計画を立て、次年度に実施していく。

#### (4)成年後見制度利用促進法に関連して

- ・中核機関の設置について、今後も市町村間で意見交換を行いたい。
- ・各市町村で話し合っていただき、検討事項やワーキング内容について情報共 有を図っていきたい。

#### 特記事項